

平成30年度
実技検査実施要項
後 期
《芸術科 音楽コース》
群馬県立西邑楽高等学校

芸術科音楽コースの実技検査等

(1) 課題

- ・専攻別にア～エの中から一つの課題を選び演奏する。

ア 声楽

- 任意の「日本歌曲」又は「外国歌曲（訳詞でもよい）」の中から1曲を歌う。
(受検者の音域に合わせて移調してよい。暗譜で演奏する。伴奏あり。)

イ 器楽（ピアノ）

- モーツァルト、ベートーヴェンのソナタの中から、受検者が選択した任意の1曲の第1楽章又は終楽章を演奏する。ただし、緩徐楽章は除く。(繰り返しを省略し、暗譜でなくても良い。)

ウ 器楽（管弦楽器）

受検できる楽器（次のうち1つ）

フルート、オーボエ、クラリネット、ファゴット、サクソフォーン、ホルン、トランペット、トロンボーン、ユーフォニアム、チューバ、ヴァイオリン、ヴィオラ、チェロ、コントラバス

- ハ長調の音階を演奏する。(テンポ、パターンは自由)
- 受検者が選択した任意の独奏曲・練習曲の中から1曲演奏する。(繰り返しを省略し、暗譜でなくても良い。伴奏なし。)

エ 器楽（打楽器）

- 受検者は小太鼓かマリンバのいずれかを選択し、その楽器の独奏曲又は練習曲を1曲演奏する。(繰り返しを省略し、暗譜でなくても良い。伴奏なし。)

(2) 声楽を専攻した受検者のみ、伴奏付き楽譜3部を入学願書とともに提出する。移調した場合は、鮮明な移調伴奏付き楽譜のものとする。

(3) 実技検査の前に一定の練習時間を設ける。

(4) 携帯品

ピアノ、コントラバス、小太鼓、マリンバ以外の楽器で受検する者は、各自、楽器を持参すること。打楽器で受検する者は、選択した楽器に合わせて、スティック（小太鼓用）又はマレット（マリンバ用）を持参すること。